

**土壤汚染対策法第3条に基づく土壤汚染状況調査結果の  
報告及びただし書の確認申請の手引き**

令和3年2月

尼崎市 経済環境局 環境部 環境保全課

## 1 土壤汚染対策法第3条の規定について

土壤汚染対策法（以下「法」という。）第3条第1項の規定により工場・事業場の敷地に係る土地の所有者等<sup>※1</sup>は、有害物質使用特定施設<sup>※2</sup>の使用の廃止があった場合、当該土地において土壤汚染状況調査を実施し、尼崎市長にその結果を報告する義務があります。

また、法第3条第7項及び第8項の規定により有害物質使用特定施設の使用の廃止後、尼崎市長の確認を受け、調査義務が一時的に免除されている土地<sup>※3</sup>（以下、「ただし書の確認を受けた土地」という。）において、900㎡以上の土地の形質の変更をしようとするとき、あらかじめ届出を行い、当該土地において土壤汚染状況調査を実施し、尼崎市長にその結果を報告しなければなりません。

土壤汚染状況調査結果の報告を行う場合は、以下の内容に沿って提出してください。

※1 「土地の所有者等」とは、土地の所有者、管理者又は占有者のうち、土地の掘削等を行うために必要な権原を有し調査の実施主体として最も適切な一者に特定されるもので、通常は土地の所有者が該当します。「所有者等」に所有者以外の管理者又は占有者が該当するのは、土地の管理及び使用収益に関する契約関係、管理の実態等からみて土地の掘削等を行うために必要な権原を有する者が、所有者ではなく管理者又は占有者である場合です。

※2 「有害物質使用特定施設」とは、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設のうち、特定有害物質（土壤汚染対策法施行令第1条で定められた物質）を製造、使用、処理する施設のことです。この施設を平成15年2月15日以降に廃止した場合、土壤汚染対策法第3条に規定する土壤調査が必要となります。有害物質使用特定施設の使用の廃止とは、特定施設の使用をやめるか、又は当該施設の使用は続けるものの当該特定有害物質の使用をやめる時点です。

※3 有害物質使用特定施設を廃止しても、引き続き工場・事業場の敷地として使用し、関係者以外の人が入ることができない土地については、尼崎市長の確認を受ければ、土壤調査が一時的に免除されます。詳細は「2 土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請について」をご覧ください。

### 1. 1 有害物質使用特定施設の廃止の届出

水質汚濁防止法第10条の規定により特定施設の使用を廃止した場合は届出が必要となります。使用を廃止した特定施設が有害物質使用特定施設の場合、次の内容に沿って届出を行ってください。（特定施設の使用は廃止せず特定有害物質の使用のみを廃止する場合は、水質汚濁防止法第7条の規定による特定施設変更届出書が必要となります。）

#### (1) 届出義務者

使用を廃止した有害物質使用特定施設を設置していた者

#### (2) 届出の期限

使用を廃止した日から30日以内

### (3) 提出書類

- ① 特定施設使用廃止届出書（水質汚濁防止法施行規則様式第6）
- ② 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地が分かる図面
- ③ 使用が廃止された有害物質使用特定施設の設置場所が分かる図面

## 1. 2 特定有害物質使用の廃止の報告

特定施設の使用は廃止せず特定有害物質の使用のみを廃止し、水質汚濁防止法第7条の規定による特定施設変更届出を行った場合、当該特定有害物質の使用の廃止後、速やかに特定有害物質使用廃止報告書を提出してください。

### (1) 報告者

使用を廃止した有害物質使用特定施設を設置していた者

### (2) 報告の期限

特定有害物質の使用の廃止後、速やかに提出してください。

### (3) 提出書類

- ① 特定有害物質使用廃止報告書（別記様式第1）
- ② 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地が分かる図面
- ③ 使用が廃止された有害物質使用特定施設の設置場所が分かる図面

## 1. 3 土壤汚染状況調査結果の報告について

### (1) 報告の対象となる土地

- ① 法第3条第1項  
使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地
- ② 法第3条第7項・第8項  
ただし書の確認を受けた土地（有害物質使用特定施設の使用の廃止後、尼崎市長の確認を受け、調査義務が一時的に免除されている土地）のうち、900㎡以上の土地の形質を変更する土地

### (2) 報告の義務者

土地の所有者等が調査を実施し、その結果について報告する義務があります。

土地の所有者等が特定施設の設置者と異なる場合には、尼崎市長から土地の所有者等に、有害物質使用特定施設が廃止された旨等を通知します。（法第3条第3項関係）

### (3) 報告期限

- ① 法第3条第1項  
法第3条第1項に基づく土壤汚染状況調査結果は原則として義務の生じた日から起算して120日以内に、報告する必要があります。（法施行規則第1条）

- ア 土地の所有者等と特定施設の設置者が同一である場合  
有害物質使用特定施設の使用廃止日から起算して120日以内（※1、※2）
- イ 土地の所有者等と特定施設の設置者が異なる場合  
土地の所有者等が尼崎市長から有害物質使用特定施設の廃止等についての通知を受けた日から起算して120日以内（※1、※2）
- ウ 法第3条第1項ただし書の確認が取り消された場合  
尼崎市長からただし書の確認を取り消した旨の通知を受けた日から起算して120日以内（※1）
- ※1 期限以内に報告ができない特別の事情がある場合、「土壤汚染状況調査結果報告期限延長申請書（別記様式第3）」を尼崎市長へ提出してください。申請が認められた場合には報告期限を延長することができます。
- ※2 土地の利用状況について一定の条件を満たす場合、その状態が継続する間は調査実施の一時的な免除が受けられます。詳細については、「2 土壤汚染対策法第3条1項ただし書の確認申請について」を参照してください。
- ② 法第3条第7項・第8項  
ただし書の確認を受けた土地において900㎡以上の形質の変更の届出を行い、調査命令を受けた場合、尼崎市長が定める期限（多くの場合調査命令を受けた日から起算して120日以内）

#### (4) 提出書類

- ① 土壤汚染状況調査結果報告書（様式第1）（法第3条第1項）  
土壤汚染状況調査結果報告書（様式第7）（法第3条第8項）
- ② 土壤汚染状況調査の概要に関する資料  
・調査の目的 ・調査対象地の所在地、位置図、面積 ・調査期間
- ③ 地歴調査に係る資料  
・資料調査、聴取調査及び現地調査の結果 ・試料採取等対象物質の種類の特定  
・土壤汚染のおそれの区分
- ④ 試料採取等調査に係る資料  
・試料採取等を行う区画 ・試料採取方法及び分析方法 ・分析結果  
・試料採取等調査結果の評価 ・濃度計量証明書 ・調査実施写真 ・試料採取記録  
・法第3条第8項に基づく調査において、土地の形質変更深さより1mを超える深さの位置の土壤について試料採取等の対象としなかった場合は、その位置を明らかにした図面
- ⑤ 土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に不適合の場合、基準不適合箇所及び試料採取地点を明らかにした図面

## 2 土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請について

有害物質使用特定施設を廃止しても引き続き工場・事業場の敷地として使用し、関係者以外の人が立ち入ることができない土地については、尼崎市長の確認を受ければ、土壤調査が一時的に免除されます。  
(法第3条第1項ただし書の確認)

法第3条第1項ただし書の確認の申請を行う場合は、以下の内容に沿って申請してください。

### 2. 1 土壤調査の一時的な免除申請について

#### (1) 土壤調査の一時的免除（土壤汚染対策法第3条第1項ただし書）の要件

次の要件のいずれかに該当する場合、土壤調査が一時的に免除されます。

##### ① 引き続き工場・事業場の敷地として利用される場合

この「工場・事業場」は、使用が廃止された有害物質使用特定施設を設置していた工場・事業場と同じものか、関係者以外の者が敷地に立ち入ることができない土地に限られます。

##### ② 小規模な事業場において、事業用の建築物と事業場設置者の居住用の建築物が同一か又は接近して設置されており、かつ、当該居住用の建築物に工場・事業場の設置者が居住し続ける場合

この「小規模な事業場」とは、事業用の建築物が居住用の建築物と比較して著しく大きくなく（工場・事業場の敷地のごく一部に住居があるのではなく）、事業場と住居が一体として設置されていると一般に認識される程度の規模の事業場をいいます。

#### (2) 申請の方法

##### ① 申請者

有害物質使用特定施設の使用が廃止された時点の土地の所有者等又は有害物質使用特定施設の廃止等についての通知（有害物質使用特定施設の使用の廃止等について（通知））を受け取った土地の所有者等が、法第3条第1項ただし書の確認申請者となります。

##### ② 提出書類

ア 土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書（様式第3）

イ 有害物質使用特定施設を廃止した工場・事業場の敷地であった土地及びただし書の確認を受けようとする土地の範囲を明らかにした図面

ウ 土地の所有者等であることを証する資料（登記事項証明書など）

##### ③ 確認の通知

申請の内容が確認されると、土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認通知書が交付されます。

#### (3) 確認後の手続きについて

##### ① 土地の利用方法の変更について

ア 法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地について、当該確認に関わる土地の利用の方法を変更しようとする時には、土地の所有者等は事前に土地の利用方法の変更に係る届出書を提出してください。

イ 提出書類

(ア) 土地利用方法変更届出書（様式第5）

(イ) 有害物質使用特定施設を廃止した工場・事業場の敷地であった土地の範囲、ただし書の確認を受けた土地の範囲及び引き続きただし書の確認を受けようとする範囲を明らかにした図面

## ② 確認を受けた土地の所有者等の地位の承継

ア 法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地について、所有権の譲渡、相続、合併等により「土地の所有者等」に変更があった時には、新たな土地の所有者等は土地の所有者等の地位の承継に係る届出書を提出してください。

また、法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地を譲渡等した場合は、新たな土地の所有者等に承継届出書が必要であることを引き継いでください。

### イ 提出書類

(ア) 承継届出書（様式第4）

(イ) 土地の所有者等の地位を承継したことを証する資料（登記事項証明書など）

## 2. 2 土壌調査の一時的免除中の土地における形質変更の手続きについて

### (1) 土地の形質の変更について

法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地は、土壌調査が一時的に免除された土地であり土壌汚染のおそれがある土地に該当することから、土地の形質の変更に伴い汚染土壌が拡散する恐れがあるため、法第3条第7項の規定により、900 m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更をしようとするときは、あらかじめ届出が必要になります。また、法第3条第8項の規定により、土壌汚染状況調査の報告が命じられます。

### (2) 届出の対象となる土地

有害物質使用特定施設の使用の廃止後、尼崎市長の確認を受け、調査義務が一時的に免除されていた土地のうち、900 m<sup>2</sup>以上の土地の形質を変更する土地。

ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は次の①から③のすべてに該当する場合は対象外となります。

- ① 区域外への土壌の搬出がない
- ② 周辺への土壌の飛散・流出がない
- ③ 形質変更の深さが全て50 cm未満である

### (3) 届出の義務者

ただし書の確認を受けた土地の所有者等

### (4) 提出書類

- ① 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第6）
- ② 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図
  - ・ 付近見取図 ・ 敷地全体の図面 ・ 土地の形質の変更範囲（掘削範囲・盛土範囲）を明示した図面
  - ・ 掘削及び盛土の断面図（最も深く掘削する部分及び代表的な部分）

### (5) 土壌汚染状況調査結果の報告について

法第3条第7項の規定に基づく届け出を行った場合、土壌汚染状況調査の報告が命じられます。調

査結果の報告についての詳細は「1. 3 土壤汚染状況調査結果の報告について」をご覧ください。

**(6) 有害物質使用特定施設に係る工場・事業場における 900 ㎡以上の土地の形質の変更について**

法第4条第1項の規定により、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場又は使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地（法第3条第1項ただし書の確認をした土地を除く）の 900 ㎡以上の土地の形質の変更をしようとするときは、30日前までに届出を行う必要があります。また、その届出に対し調査命令が発出された場合には、尼崎市長が定める期限までに土壤汚染状況調査結果を報告しなければなりません。詳しくは「土壤汚染対策法第4条に基づく一定の規模以上の土地の形質の変更の届出について」をご覧ください。

**提出・問い合わせ先**

尼崎市 経済環境局 環境部 環境保全課 水質・土壌担当  
〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号  
電話：06-6489-6305 FAX：06-6489-6300  
E-mail：[ama-kogai@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-kogai@city.amagasaki.hyogo.jp)

様式第一（第一条第二項関係）

<p>土壤汚染状況調査結果報告書</p>	
<p>〇〇年〇〇月〇〇日</p>	
<p>尼 崎 市 長 殿</p>	
<p>報告者 尼崎〇〇株式会社 兵庫県尼崎市〇〇町〇丁目〇番〇号 代表取締役 〇〇 〇〇</p>	
<p>土壤汚染対策法第3条第1項本文の規定による調査を行ったので、同項の規定により、次のとおり報告します。</p>	
工場又は事業場の名称	尼崎〇〇株式会〇〇工場
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	兵庫県尼崎市〇〇町〇丁目〇番〇号（住居表示） 兵庫県尼崎市〇〇町〇丁目〇番、△番（地番）
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">             使用が廃止された有害物質使用特定施設             <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">水質汚濁防止法施行令別表の施設番号と名称を記入して下さい。</span> </div>	
施設の種類の	6 5 酸又はアルカリによる表面処理施設 6 6 電気めっき施設
施設の設置場所	別図〇のとおり
廃止年月日	〇〇年〇月〇日
土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類	シアン化合物、ふっ素及びその化合物
土壤汚染状況調査の結果	別紙〇のとおり ふっ素及びその化合物土壤溶出量基準不適合
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	〇〇分析株式会社 (計量証明事業登録番号：〇〇第〇〇〇号)
土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称	〇〇〇調査株式会社 (指定番号 環〇〇〇〇—〇—〇〇〇〇)
土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号	〇〇 〇〇 技術管理者証の交付番号 第〇〇〇号

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第七（第二十一条の六第一項、第二十五条の三第一項、第二十七条の二第一項関係）

<p>土壤汚染状況調査結果報告書</p>	
<p>〇〇年〇〇月〇〇日</p>	
<p>尼 崎 市 長 殿</p>	
<p>報告者 尼崎〇〇株式会社 兵庫県尼崎市〇〇町〇丁目〇番〇号 代表取締役 〇〇 〇〇</p>	
<p>第3条第8項の命令に係る調査 土壤汚染対策法第4条第2項の 調 査を行ったので、同項の規定により、次のとおり 第4条第3項の命令に係る調査 報告します。</p>	
<p>法第3条第8項又は第4条第3項の命令を受けた年月日</p>	<p>〇〇年〇月〇日</p>
<p>土壤汚染状況調査を行った場所</p>	<p>兵庫県尼崎市〇〇町〇丁目〇番〇号（住居表示） 兵庫県尼崎市〇〇町〇丁目〇番、〇番（地番）</p>
<p>最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類</p>	<p>別図〇のとおり</p>
<p>土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類</p>	<p>シアン化合物、ふっ素及びその化合物</p>
<p>土壤汚染状況調査の結果</p>	<p>別紙〇のとおり ふっ素及びその化合物土壤溶出量基準不適合</p>
<p>分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称</p>	<p>〇〇分析株式会社 (計量証明事業登録番号：〇〇第〇〇〇号)</p>
<p>土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称</p>	<p>〇〇調査株式会社 (指定番号 環〇〇〇〇—〇—〇〇〇〇)</p>
<p>土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号</p>	<p>〇〇 〇〇 技術管理者証の交付番号 第〇〇〇号</p>
<p>法第4条第2項の報告において土地の形質の変更をしようとする者が土地の所有者等でない場合にあっては、土地の所有者等の氏名又は名称</p>	<p>尼崎△△株式会社 兵庫県尼崎市△△町△丁目△番△号 代表取締役 △△ △△ 印</p>

住居表示と地番を併記してください。

試料採取等対象物質を記載ください。

調査結果の概要を記載ください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第三（第十六条第一項関係）

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

尼崎市 市長 殿

**申請者は、土地所有者等のみに限られます。**

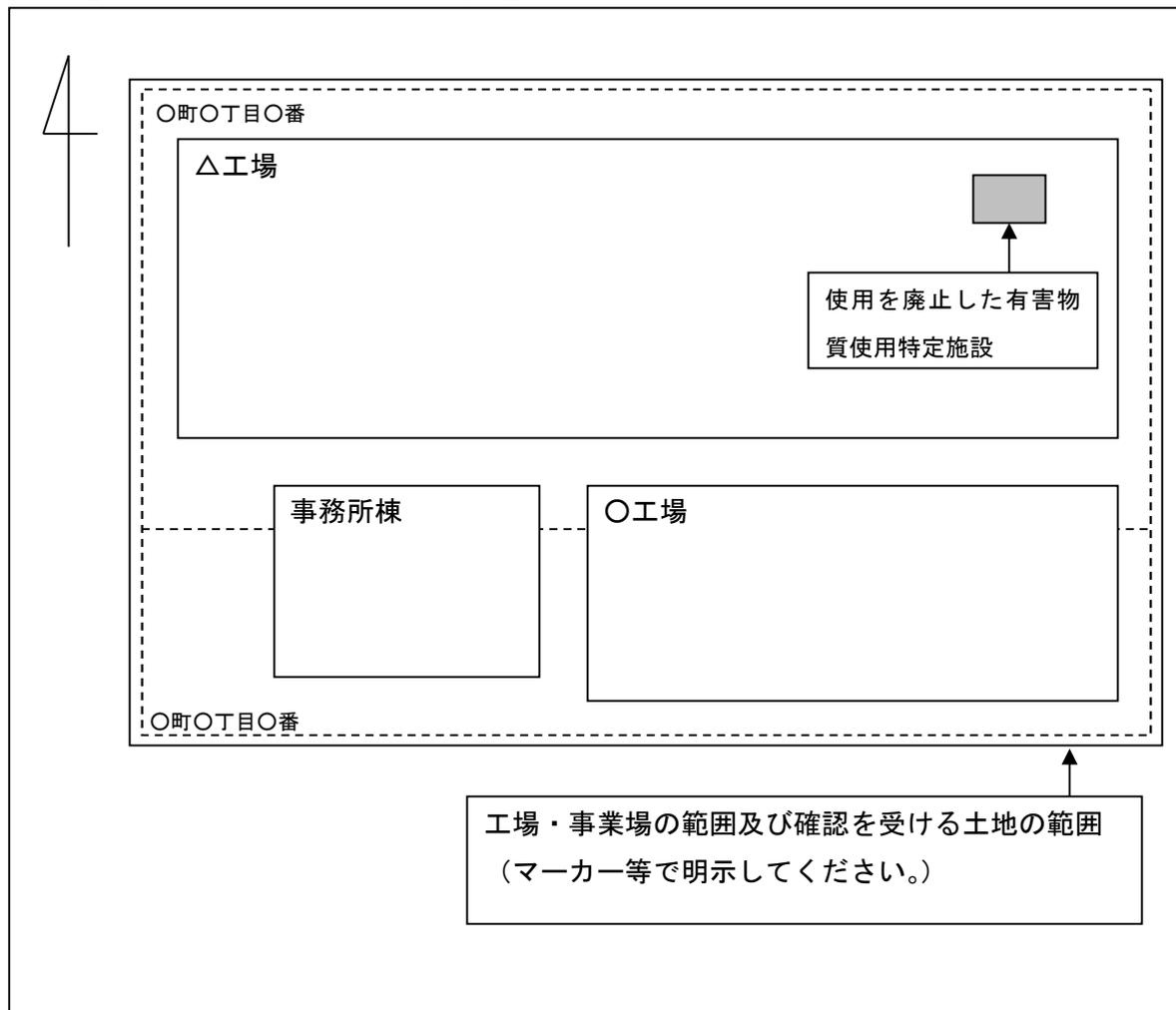
申請者 氏名又は名称 尼崎〇〇株式会社  
 住 所 兵庫県尼崎市〇〇町〇丁目〇番〇号  
 代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の規定による確認を受けたいので、次のとおり申請します。

工場又は事業場の名称	尼崎〇〇株式会社〇〇工場	
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	兵庫県尼崎市〇〇町〇丁目〇番〇号（住居表示） 兵庫県尼崎市〇〇町〇丁目〇番（地番）	<b>住居表示と地番を併記してください。</b>
使用が廃止された有害物質使用特定施設		
施設の種類の	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 67号 洗濯業に用に供する洗浄施設 <b>水質汚濁防止法施行令別表の施設番号と名称を記入して下さい。</b>	
施設の設置場所	別紙〇のとおり <b>特定施設の設置場所、排水経路等が分かる図面を添付して下さい。</b>	
廃止年月日	〇〇年〇〇月××日	
製造、使用又は処理されていた特定有害物質の種類	ふっ素及びその化合物、テトラクロロエチレン <b>特定施設で使用・処理等をしていた特定有害物質名を記入して下さい。</b>	
確認を受けようとする土地の場所	別紙〇のとおり	<b>確認を受ける土地の範囲及び廃止された施設の設置場所等が分かる図面並びに事業場の位置が分かる周辺図を添付して下さい。</b>
確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法	引き続き工場用地として利用 引き続き当該建物に申請者が居住する。	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 確認を受けようとする土地の範囲を示した図面



注1 確認を受けようとする土地の範囲が工場・事業場の敷地の一部のみである場合は、工場・事業場の敷地全体の範囲及び確認を受けようとする土地の範囲をそれぞれ明示してください。

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

尼崎市 市長 殿

兵庫県尼崎市〇〇町〇丁目〇番〇号  
届出者 尼崎市〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇

第3条第7項を囲んでください。

第3条第7項  
 土壤汚染対策法 第4条第1項 の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次

のとおり届け出ます。

土地の形質の変更が行われる事業敷地全体の土地の所在地を記載ください。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	尼崎市〇〇町〇丁目〇番〇号（住居表示） 尼崎市〇〇町〇丁目〇番、〇番、〇番（地番）	実際に形質の変更を行う土地の所在地を記載し、場所を示す図面を添付ください。各地番の全部か一部かを明らかにしてください。地番が複数あり、全てを記入できない場合には、代表の地番と残りの筆数を「外〇筆」と記入し、筆一覧を別紙として添付してください。別紙において、各地番の全部か一部か、面積及び土地所有者等を記載した一覧表を作成してください。
土地の形質の変更の場所	尼崎市〇〇町〇番の一部（地番） 別紙〇のとおり	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	面積：〇，〇〇〇㎡ ※実測面積 深さ：〇m	
土地の形質の変更の着手予定日	〇〇年〇〇月〇〇日	
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称 〇〇〇株式会社 尼崎工場  工場又は事業場の敷地であった土地の所在地 尼崎市〇〇町〇丁目〇番〇号（住居表示） 尼崎市〇〇町〇丁目〇番、〇番、〇番（地番）	
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称	〇〇〇株式会社 尼崎工場
	有害物質使用特定施設の種類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設
	有害物質使用特定施設の設置場所	尼崎市〇〇町〇丁目〇番〇号（住居表示） 尼崎市〇〇町〇丁目〇番、〇番、〇番（地番）
	特定有害物質の種類	ふっ素及びその化合物

水質汚濁防止法施行令別表の施設番号と名称を記入して下さい。

土地の形質の変更が行われる面積と最大深さ（余掘を含む）を記入ください。また、面積については、算出根拠を記入してください。（例：実測面積、登記面積、CADにより算定した面積等）

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。